



九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 **No.253**

2015(平成27)年 1月11日(日)発行



■「はらまち九条の会」は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」の一点をめざし、支持政党や主義主張を問わない自由な市民の会です。上からの指示で動くのではなく、平和のために独自の自主的な活動を行っています。どなたでも、どこに住んでおられようと会員になれます。何の拘束もなく、匿名でもけっこうです。■結成は05年12月。会員は南相馬市原町区を中心に437名。年会費千円。■3.11の大震災後、**はらまち九条の会**は「事故の福島第一原発に世界一近い『九条の会』」を自覚して活動しています。

成人おめでとうございます「憲法」をどうぞ！

もし

憲法ってなに？



って質問されたら？

学校で習ったような気がするけど、覚えてない。

いろいろ、国の決まりが書いてある法律だよ。

最近、テレビとかで憲法って言葉を時々聞くけど、よく分からない。

おじいちゃんが、憲法は守らなくちゃいけないって言った。

大事なことなんだろうけど、なんだか難しそう。

自分には関係ないから興味ない。

こんな風に答える人が多いんじゃない？
でも、本当に関係ない？
知らなくていいの？



じゃあ、とても身近な事があるから、裏を見てみて。

憲法第9条・戦争の放棄

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

これは、2014年のノーベル平和賞候補になり、2015年も有力候補といわれている、戦争放棄をうたった憲法9条です。

日本は1945年の第二次世界大戦の敗戦以降、一度も他国を攻撃した事も、他国から攻撃された事也没有ありません。

なぜなら、この憲法9条に守られているからです。

2014年の流行語大賞にもなった「集団的自衛権」、これは日本が攻撃されなくても、仲間のA国がB国から攻撃された時に、A国と一緒にB国と戦争する事です。

昨年、自民公明政権が集団的自衛権行使容認を閣議決定しましたが、これに反対する意見書等を可決した地方議会は10月の時点で224議会にも達しました。

私たちの南相馬市議会でも、行使容認しない意見書を全会一致で可決しました。

自衛隊の人々が戦争に行き、人を殺し、殺されないために、そして私たち一般市民が徴兵制で強制的に戦争に参加させられないために、市民の代表として表明してくれたのです。

日本国憲法の三大原則は、「基本的人権」「平和主義」「国民主権」です。

これは、「私たち、ひとりひとり全ての国民は皆、尊重され、平和に暮らす権利を持っている」、「国の主人公は政治家ではなく、国民だ」という事です。



世界は憲法9条をえらび始めた

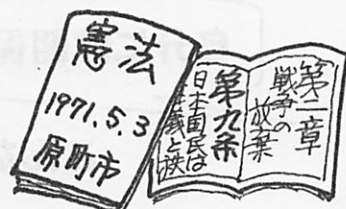
あなたは9条を変えて戦争に行きますか？

はらまち九条の会

これは、はらまち九条の会が立てた看板です

一日一頁ずつでも良いし、一気にでも良いし、何回でも良いし、興味を持った所だけでも良いし、あなた自身のペースで、この憲法小冊子を読んでみて下さい。

新成人のみなさんの未来に幸多き事を願って、
この冊子をお贈りいたします。



＜「はらまち九条の会」事務局＞ 市外局番は、TEL0244

○会長：平田慶豊（ひらたけいいち） TEL24-1211

○事務局長：山崎健一 TEL090-7527-5453 Eメール：yamazakiken1@gmail.com

○会計：井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内 TEL22-7511・FAX26-0892

○石田賢二 TEL22-4037 ○早坂吉彦 TEL22-0326 ○番場恵子 TEL22-0715 ○志賀勝明

○ホームページ担当：大浦祥見 TEL24-0704 :栗村文夫・桂子 TEL090-8851-6904